

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

平成26年中の不当労働行為事件の係属事件数は10件であり、新規申立てが5件、前年からの繰越しは5件であった。

係属事件10件のうち8件が終結し、2件が翌年へ繰越しとなった。終結した事件のうち、命令によって終結したものはなく、関与和解によるものが7件、無関与和解によるものが1件であった。

また、当委員会では、審査の期間の目標を「1年6月以内」としているが、終結事件8件のいずれも目標期間内に終結した。

なお、最近5年間における取扱件数及び終結件数は、次のとおりである。

(1) 年別不当労働行為事件取扱件数及び終結件数

区 分		年		2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	
係属事件	前年からの繰越し			5	5	4	0	5	
	新規申立て			4	6	1	9	5	
	合 計			9	11	5	9	10	
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ		1	—	—	1	—	
		和 解	無関与		—	—	—	2	1
			関 与		2	4	2	1	7
	命 令 ・ 決 定	全部救済			—	—	—	—	—
		一部救済			1	2	1	—	—
		棄 却			—	1	2	—	—
		却 下			—	—	—	—	—
	合 計			4	7	5	4	8	
	翌年への繰越し			5	4	0	5	2	

(2) 年別審査終結事件の平均処理日数

区 分		年					
		2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	1 5	—	—	3 3	—	
	和 解	無 関 与	—	—	—	6 5	1 2 2
		関 与	3 0 8	1 0 5	1 6 7	8 3	1 3 9
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	—	—	
	一 部 救 済	4 5 6	4 8 9	4 4 9	—	—	
	棄 却	—	4 4 0	5 6 2	—	—	
	却 下	—	—	—	—	—	
総 平 均		2 7 2	2 6 3	3 8 2	6 2	1 3 7	

(3) 終結事件の処理日数別件数

		終結事由				終結計
		命令	却下	和解	取下げ	
処 理 日 数	6 月 以 内	—	—	6	—	6
	6 月 超 ~ 1 年 以 内	—	—	2	—	2
	1 年 超 ~ 1 年 6 月 以 内	—	—	—	—	—
	1 年 6 月 超 ~ 2 年 以 内	—	—	—	—	—
	2 年 超	—	—	—	—	—
合 計		—	—	8	—	8

2 不当労働行為事件一覧

事件 番号	業 種 等	法 7 条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
25 (不) 1	業種：地方公営企 業 従業員：324名	2	1 誠実団交の実施	申立 25.6.28 調査3(0)回 審問1(0)回 和解2(2)回 関与和解（和解 協定 26.2.19） （26.2.24 取下げ） 242日	公 島崎 村上 労 芝崎 本原 使 花澤 金田
25 (不) 2	業種：地方公営企 業 従業員：約2,300名	2	1 誠実団交の実施	申立 25.6.28 調査3(0)回 審問1(1)回 和解2(2)回 関与和解（和解 協定 26.3.17） （26.3.17 取下げ） 263日	公 島崎 村上 労 芝崎 本原 使 花澤 金田
25 (不) 6	業種：道路貨物運送 業 従業員：37名	1	1 公平な配車の実 施	申立 25.10.1 調査1(0)回 無関与和解 （26.1.30 取下げ） 122日	公 村上 労 芝崎 黒河 使 金田 熱田
25 (不) 8	業種：郵便業 従業員：約23万人 （現地：230人）	3	1 併存する別の労働組合 に貸与しているのと同様 の掲示板の設置・貸与 2 謝罪文の手交と掲示	申立 25.11.8 調査1(1)回 調査兼和解 1(1)回 和解1(1)回 関与和解（和解 協定 26.3.10） （26.3.13 取下げ） 126日	公 松田 労 黒河 使 鈴木（洋） 金田 中台

事件 番号	業 種 等	法 7 条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
25 (不) 9	業種：道路貨物運 送業 従業員：40人	2	1 誠実交渉の実施	申立 25.11.19 調査1(1)回 和解2(2)回 関与和解(和解 協定 26.2.27) (26.2.28 取下げ) 102日	公 竹澤 金原 労 本原 横田 使 西村 熱田
26 (不) 1	業種：公衆浴場業 従業員：28人	2,3	1 団体交渉の実施 2 謝罪文の手交と 掲示 3 団体交渉申入れ を無視して、個別に 組合員に雇用契約 の署名を求めたこ との謝罪と誠実な 話し合い	申立 26.1.28 調査1(1)回 関与和解(和解 協定 26.3.24) (26.3.25 取下げ) 57日	公 松田 労 黒河 横田 使 中台 熱田
26 (不) 2	業種：道路貨物運送 業 従業員：7人	2	1 団体交渉の実施	申立 26.5.16 調査1(1)回 関与和解(和解 協定 26.7.28) (26.8.13 取下げ) 90日	公 金原 労 芝崎 鈴木(洋) 使 花澤 西村
26 (不) 3	業種：教育・学習支 援業 従業員：34人	1,3,4	1 処分の撤回及びバック ペイ 2 処分前の業務への復帰 3 謝罪文の掲示	申立 26.6.23 調査4(4)回 翌年に係属	公 村上 労 本原 横田 使 金田 熱田
26 (不) 4	業種：建設業 従業員：8人	1,2,3	1 解雇撤回及びバックペ イ 2 雇用契約書記載の組合 勧誘禁止条件の削除 3 団体交渉の実施 4 謝罪文の交付、掲示	申立 26.7.22 調査1(1)回 関与和解(和解 協定 26.10.9) (26.10.20 取下げ) 91日	公 島崎 船越 労 芝崎 鈴木(光) 使 花澤 久保田

事件 番号	業 種 等	法 7 条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
26 (不) 5	業種：旅客自動車 運送業 従業員：36人	1,3	1 懲戒処分の撤回及び処 分により生じた金銭的損 害金の支払い 2 誓約書の交付	申立 26.9.17 調査 1 (1) 回 翌年に係属	公 松田 労 本原 使 鈴木(洋) 西村 熱田

- (注)
- ・ 従業員数は申立て時点における概数
 - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、26年中の実施回数を(□)回と表示
 - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数